



回覧印座



建災防だより 7.8月号

令和7年7月1日

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL: 087-821-5243 FAX: 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>

検索方法: 建災防香川 (けんさいぼうかがわ)



ホームページは
こちら

※ 現在、香川県では4月末で全産業において死亡災害が2件発生しています。建設業は0件で推移していますが、災害は一瞬です。**基本的な安全対策**の継続をよろしくお願いします。また、これから夏本番です、**熱中症対策の今回資料**を参考にしてください。

主 な 内 容

- ◎ **熱中症予防**基本対策要綱に基づく取組みについて
- ◎ **熱中症予防**、自分でできる7つのこと
- ◎ **第61回通常総会** (代議員会) を開催しました
- ◎ 建設業における労働災害の発生状況について (**4月末現在**)
- ◎ 熱中症**クールワークキャンペーン**期間にすべきこと
- ◎ 一部の**工作物の石綿事前調査**には資格取得が必要になります。
- ◎ エイジフレンドリーガイドラインについて
- ◎ **化学物質**を取り扱う管理者の皆様へ

◎. 熱中症予防基本対策要綱に基づく取組みについて

予防対策は4つの管理「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」「衛生教育」について取り組むようお願いします。

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 〔くぎ(釘)打ち、盛土〕 ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など	25	20

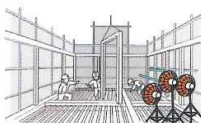
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認



2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例



◎. 熱中症予防、自分でできる7つのこと

～その行動、その習慣が、いのちを守る～



熱中症 予防スイッチ・オン

その行動、その習慣が、いのちを守る



自分で
できる



7

つのこと



1

熱中症を正しく知ろう

1-1
(管理者編)



動画はQRから

1-2
(作業者編)



動画はQRから

2

応急手当と
水道水散布法



動画はQRから

3

暑さ指数の活用

3-1 測定
(管理者編)



動画はQRから

3-2 確認
(作業者編)



動画はQRから

4

暑熱順化



動画はQRから

5

水分塩分
同時補給



動画はQRから

6

プレクーリング



動画はQRから

7

健康管理



動画はQRから



ひと・くらし・みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

◎. 建設業における労働災害の発生状況について

＜令和 7 年 4 月末の全国の労働災害＞

- ・全産業の死亡者数・・・181 人（前年同期比 ▲6 人）
- ・建設業の死亡者数・・・ 59 人（前年同期比 ▲5 人）
- ・全産業の休業 4 日以上之死傷者数・・・31,300 人（前年同期比 ▲549 人）
- ・建設業の休業 4 日以上之死傷者数・・・ 3,145 人（前年同期比 ▲ 234 人）

＜令和 7 年 4 月末の香川県の労働災害＞

- ・全産業の死亡者数・・・2 人（前年同期比 ▲3 人、）
- ・建設業の死亡者数・・・0 人（前年同期比 ±0 人、）
- ・全産業の休業 4 日以上之死傷者数・・・326 人（前年同期比 ▲71 人）
- ・建設業の休業 4 日以上之死傷者数・・・ 29 人（前年同期比 ▲ 1 人）

※香川県における、今年の労働災害は 1 月～4 月末で、全産業において死亡災害が 2 件発生しており、建設業は 0 件で推移していますが、**基本的な安全対策の継続**が大事です。

◎. 第 6 1 回通常総会（代議員会）を開催しました。

第 6 1 回通常総会（代議員会）を 6 月 2 4 日に JR クレメントホテル高松で開催しました。令和 6 年度の事業報告・決算、令和 7 年度の事業計画・予算が原案通り承認されました。また、ご来賓の皆様からご祝辞をいただき、無事に終わりました事を報告いたします。



◎. 熱中症クールワークキャンペーン期間に実施すべきこと

チェックリストに基づき確認をお願いします。

キャンペーン期間

5月～9月

にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底





環境省
熱中症予防情報
サイト

☐ **暑さ指数の低減**
準備期間に検討した設備対策を実施

☐ **服装**
準備期間に検討した服装を着用

☐ **プレクーリング**
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

☐ **暑熱順化への対応**
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること

☐ **日常の健康管理**
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

☐ **休憩場所の整備**
準備期間に検討した休憩場所を設置

☐ **作業時間の短縮**
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

☐ **水分・塩分の摂取**
水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携帯させる等を考慮)

☐ **健康診断結果に基づく対応**
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

☐ **作業中の労働者の健康状態の確認**
巡視を頻繁に行い声をかける。「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導

☐ **異常時の対応**

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

5

- ◎. 一部の**工作物の石綿事前調査**には資格取得が必要になります
ご検討ください。

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の**工作物の石綿事前調査**には
資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな**工事**も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
 - 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
 - ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など
- ※詳細は裏面をご確認ください。



⚠ 既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに**工作物石綿事前調査者**の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような**工作物**が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは法令違反です!
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

◎. エイジフレンドリーガイドラインについて

法改正もあり、高齢者の安全と健康確保のための取組みをよろしくお願いします。

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

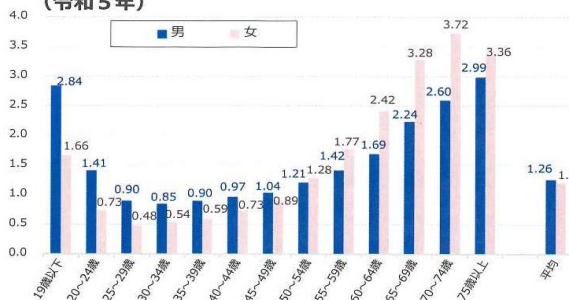
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。



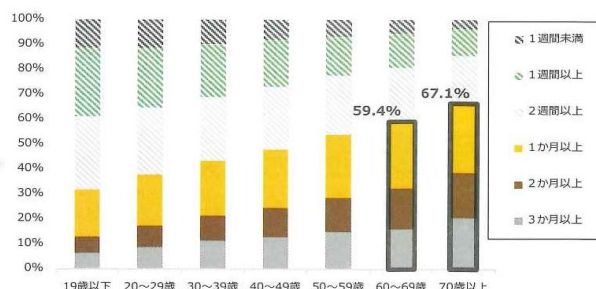
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）
(令和5年)



※度数率＝労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）



ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

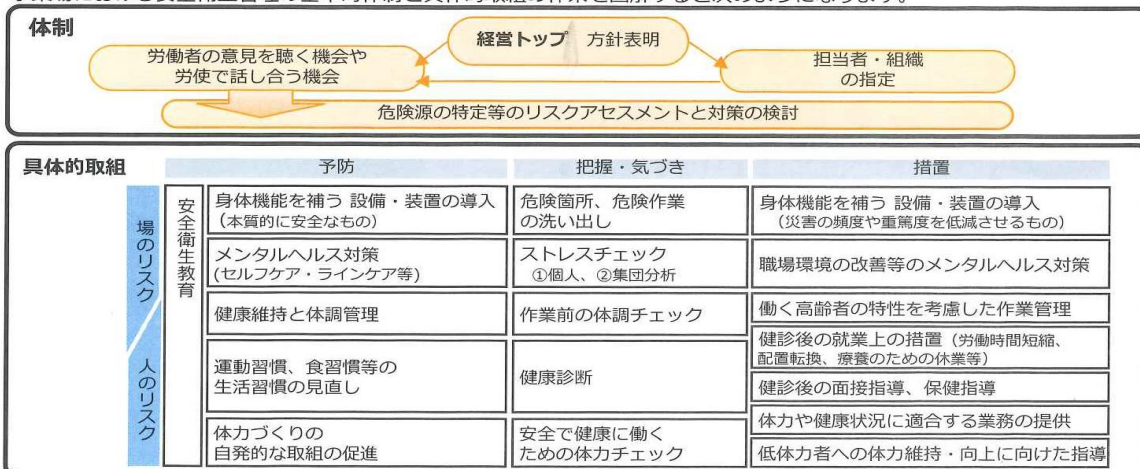
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.5)

◎. 化学物質を取り扱う管理者の皆様へ

香川支部で講習が受けられます。

化学物質を取り扱う管理者の皆様へ

… 建設業における化学物質管理者講習のご案内 …

<開催の主旨>

労働安全衛生規則（安衛則）第12条の5により、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理することが義務付けられています。

リスクアセスメント対象物を取り扱う建設業等の事業場において選任する化学物質管理者は、化学物質管理者講習受講者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習の受講者の中から選任することが望ましいとされています（令和4年9月7日付け基発0907第1号（改正：令和5年7月14日付け基発0714第8号）通達（以下、「講習通達」といいます。））。

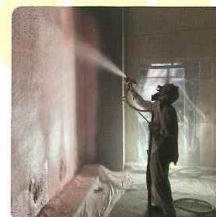
標記講習は、建設事業者が化学物質管理者を選任する際の選任要件として推奨されている、化学物質管理者講習に準ずる講習として、建設事業場の管理者に化学物質管理者としての知識を修得してもらうことを目的に、当協会都道府県支部において開催します。

化学物質管理者として必要な知識を習得し、
作業を適切に管理しましょう！



<化学物質管理者の職務>

- ラベル、SDSを確認し、リスクアセスメントを実施
- リスクアセスメントの結果に基づく露防止措置の選択と管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、作業者への周知教育



 建設業労働災害防止協会（略称：けんさいぼう 建災防）